

4 安定的なし尿収集のための計画について

下水道の整備の進展が、し尿処理業者等に影響を与えることが危惧されることから、市町村は、経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を盛り込んだ「合理化事業計画」を策定できるとしている。こうしたなかで、合理化事業計画の策定状況や、し尿収集事業者の経営安定化や収集体制の維持のためにどのような支援が行われているのかを把握した。

(1) 国の制度

下水道の整備が進む中で、自治体の委託や許可を受けてし尿の収集・運搬等を行っている業者の業務量が減少しつつある。これにともない、し尿処理等の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的として制定されたのが「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和 50 年 5 月 23 日施行、通称「合特法」）である。

同法では、し尿処理業者等の業務の安定化と適正な処分を確保するための方策として、市町村は、し尿収集・運搬業者の経営の近代化、規模の適正化を推進するための「合理化事業計画」を策定することができるとしている。

この法律では、合理化事業計画において、(1) 一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、(2) 事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、(3) 業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項、(4) その他環境省令で定める事項について定めるものとしている。

さらに、平成 6 年 3 月に厚生省環境衛生課長から都道府県に出された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」と題された通知(次頁 資料参照)では、「合理化事業計画の参考例」が示され、その中で自治体を取り得る事業者への支援策として、①事業の転換のための援助、②転廃交付金等の交付、③職業訓練の実施・就職のあっせん、④その他各自治体独自の対策があげられている。また、平成 24 年 6 月に開催された、「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」においても、環境省は、都道府県に対して、

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和 50 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項の基づく合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管内市町村に助言されたい。

と都道府県から市町村に対して助言をするように求めている。

こうしたなかで、合理化事業計画の策定主体である市町村の対応も分かれている。

資料「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく
合理化事業計画の策定要領について」（通知）（抄）

平成 6 年 3 月 29 日 衛環第 120 号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

合理化事業計画の参考例

次のとおり「合理化事業計画」の参考例を作成したので、計画作成時において実務上の参考とされたい。

「〇〇〇市（町村）合理化事業計画」

1 目的

本市（町村）の下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市（町村）は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市（町村）の状況

市（町村）の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿汲み取り業は、昭和〇〇年から委託制となり（昭和〇〇年から許可制となり）、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市（町村）のし尿等の要処理量は〇〇〇k1であり、別表 1 の〇〇業に委託されている（許可されている）。

4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表 2 のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表 2 のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表 2 のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表 3 のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表 3 のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等の有するし尿等の処理に係る車両について、〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から平成〇〇年度までの〇年間とする。

※5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市（町村）は、次の支援策（援助策）を実施する。

※ 次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択するよう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

- ①ごみ処理（再生を含む）業務
- ②下水道汚泥運搬処分業務
- ③下水道管路施設の維持管理業務
- ④下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥道路清掃管理業務
- ⑦その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助（支援）の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

(2) 埼玉県内のし尿収集の現状

埼玉県内の水洗化人口は着実に増加している一方、非水洗化人口は減少を続けている。平成10年度の非水洗化人口は約48万人であったが、平成22年には約17万人にまで減少している。

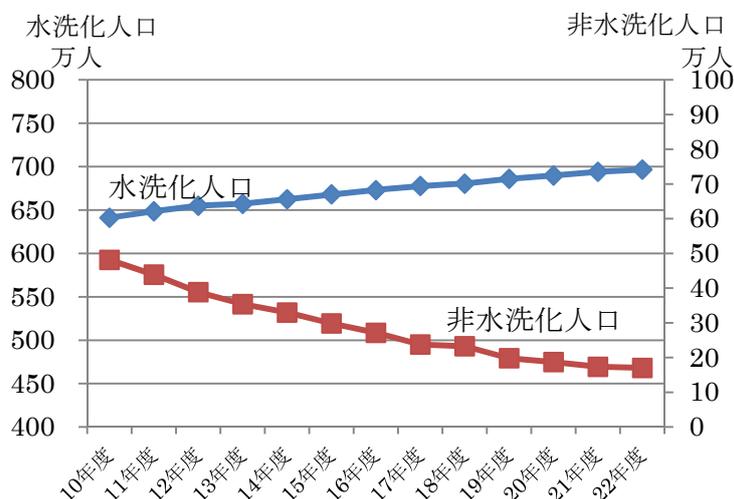


図 27 埼玉県内における水洗化人口及び非水洗化人口
環境省「一般廃棄物処理実態調査」より

非水洗化人口の減少にともない、埼玉県内のし尿処理量（浄化槽汚泥を含む）は減少し、平成10年度の約120万klから、平成22年度には約84万klに減少している。

また、し尿等の収集・運搬の業者数は、200件前後で安定している。

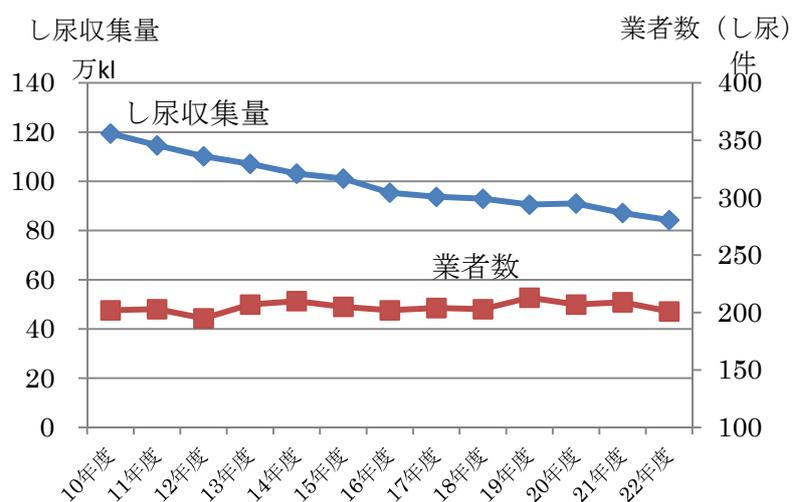


図 28 埼玉県内におけるし尿処理量及びし尿収集業者数
環境省「一般廃棄物処理実態調査」より

(3) 埼玉県内における対応の現状

① 安定的なし尿収集のための計画の有無

し尿の安定的なし尿収集のための取り組みの現状については、合特法に基づいて策定されている自治体はなかった。かつて、合特法に基づいて計画を策定した例があったが、現在では計画期間は終了している（表 19 参照）。

計画・指針等はないが安定的なし尿収集のための取り組みをしていると回答した自治体が 14 団体であった。取り組みをしていないと回答した自治体は 22 団体であった。その他と回答した自治体にも、独自に取り組んでいる内容のものがみられた。

なお、その他と回答した具体的内容には、以下のような記述がみられた。

- ・計画・指針等はないが、法の趣旨を鑑みて代替え業務として委託しているものがある。
- ・し尿収集業者で実施可能と思われる委託事業については依頼している。

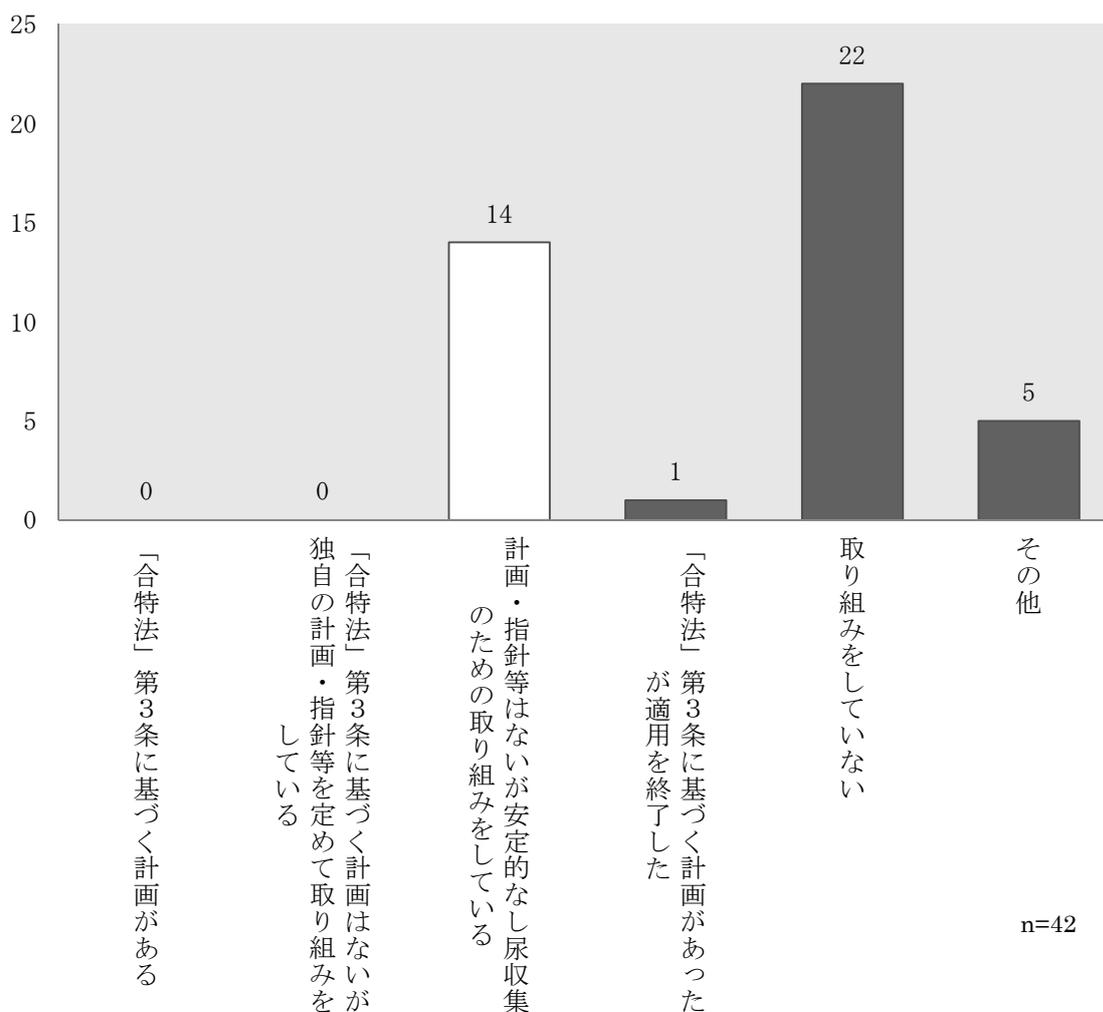


図 27 安定的なし尿収集のための計画の有無（複数回答）

表 19 「合特法」に基づく計画があったが適用を終了したケース

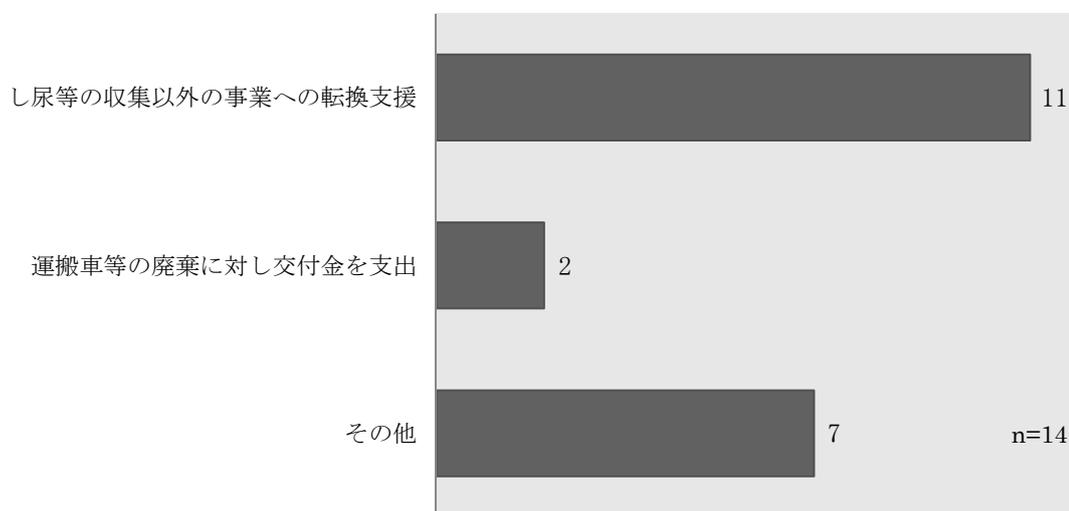
計画名	適用開始及び終了日	計画の内容
合理化事業計画	1997年4月1日～ 1998年3月31日	一定の期間を設けて、事業の縮小・転業・廃業時支援のための計画の支援を行った。

②し尿等の収集事業の安定的な実施のための施策について

し尿等の収集事業の安定的な実施のために施策を行っているとは回答した自治体のなかで、し尿等の収集以外の事業への転換支援を行っているとの回答が7団体と多くなっている。次いで、運搬車等の廃棄に対し交付金を支出が1団体であった。転職のための訓練や再就職のあっせんを行っているとは回答した自治体はなかった。

なお、その他と回答した具体的内容には、以下のような記述がみられた。

- ・一廃収集運搬許可業に際し、一部の区域を付して許可
- ・し尿収集世帯数に応じ、「し尿収集料軽減措置調整交付金」を交付
- ・「し尿収集運搬手数料調整交付金」の交付
- ・収集運搬業務等の代替業務の委託先
- ・具体的に ごみ収集・運搬などの代替業務を発注
- ・委託料に車のメンテナンス費用等を含む



(現時点で「合特法」第3条に基づく施策はなかった)

図 28 し尿等の収集事業の安定的な実施のための施策について（複数回答）

(4) 他の団体における参考となる対応事例

合特法の趣旨に沿って計画の策定等を行っている県外の事例をとりまとめた。こうした取り組みをしている自治体は、その理由として、下水道の普及によって、し尿発生量が減り事業の需要が減っているため、事業者の経営安定と、自治体の責務としてのし尿汲み取り業務の維持をはかるため事業計画や要綱等を策定しているとしている。

計画等によって実施されている事業の内訳を見ると、大きく分けて、①減車と補償、②事業転換や市の代替業務の提供、③事業転廃のための資金援助、という 3 つの支援が見受けられる。ただし、どのような組み合わせで支援をするかについては自治体によって違っている。以下に参考となる事例をあげる。

参考事例

① 1 台当たりの減車支援額等の算定根拠等を詳細に規定の例

岡山市では、平成 15 年に、大学教授、弁護士、市民等を委員とする「岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会」を設置、その提言、業界との協定書の締結による合意等を経て、合理化事業計画（平成 16 年）を策定、平成 20 年にも、再度、「岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会」を設置し、平成 22 年に合理化事業計画を改定している。合理化事業計画では、減車に対する補償の基準等を細かく示している（参考 1 参照）。

② 規則で基本的な事項を定めている例

伊予市では、「伊予市下水道等の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する規則」を定め、「事業者は、伊予市が整備する下水道等供用区域内の水洗化の向上に協力するとともに、下水道等の普及により受ける一般廃棄物処理業務の影響への対処について、事業者の自助による経営努力を行うことを基本とする」（第 3 条）としている。合理化事業計画については、計画策定の方針を示しながら、策定期間は「事業者の経営に重大な影響を与えると予測される適当な時期までに行うものとする」（第 5 条）としている。（参考 2 参照）

③ 事業評価で対応を求められた例

大分市では、し尿収集事業者に代替業務等を提供しても、し尿収集事業者から手数料の改定や補助金の増額申請が出されているため、金融上の措置や就職のあっせんを行う等の期限を区切った自立支援の必要性を外部評価で指摘された自治体もある（参考 3）。

④ 市町村に対する県の対応の例

広島県のように、市町村への通知を出して対応を促すという例もある。（参考 4 参照）

なお、埼玉県議会において、し尿収集事業者の経営安定に関する質問がされている（埼玉県議会平成 25 年 2 月定例会 参考 5 参照）。

表20 他の団体における参考となる事例

NO	分類	自治体名 人口	計画名 及び策定期	施策の内容	策定の理由	URL
1	計画	新潟県 十日町市 58,941人	十日町市合理化 事業計画 2012年4月	し尿処理人口が減ることから、事業者が保有するし尿等運搬車を9台から、5台、予備車1台とする合理化目標を策定。業者には減車に伴う支援や代替業務等を提供する。	平成24年度～28年度 十日町市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬等の業務は、し尿処理量が下水道の普及にともない減少傾向となることから、事業者が今後も事業を継続出来るようにするため、事業者を現状の4社から1社にしてゆくための事業再編計画を策定した。	・し尿に関する十日町市合理化事業計画 http://www.city.tokamachi.niigata.jp/page/1014030011.html
2	計画	長野県 長野市 383,553人	第5次長野市合理 化事業計画 2011年9月	各事業者が保有するし尿収集車を21台から18台にすることを目標とし、委託先の業者に転廃交付金や、転廃業助成金、その他助成金を交付する。	平成24年度～26年度 し尿処理収集量が、毎年減少しているため、収集量に見合った規模に事業の縮小が必要になった。また適正な収集処理の確保を図るとともに、一般廃棄物処理事業者の業務の安定を保持するため。	・し尿収集運搬の適正な処理専門部会 http://www.city.nagano.nagano.jp/site/haikibutu-genryousingikai/2591.html ・答申案 http://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/19083.pdf
3	計画	静岡県 磐田市 166,112人	磐田市合理化事 業計画 2008年4月	下水道の普及によって経営が圧迫されているし尿収集事業者に対して、合理化計画を策定し、し尿業者の経営の安定と適正処理を図る。廃業者には転廃交付金の支払い、経営存続業者には代替業務の提供を行う。 但し、昨年3月31日で満了。現在は事業を行っていない。業者や県と話し合い再度著しい変動があった場合に考慮することとしている。	下水道事業の使用開始によりし尿の収集量が減少している。事業者の経営の近代化や規模の適正化を図るため合理化計画を策定し、し尿収集の安定を図り、もって廃棄物の適正な処理を行うための事業として実施する。	・磐田市総合計画 実施計画 http://www.city.iwata.shizuoka.jp/keikaku/pdf/gyouseihyouka/kekka_h23/01_07.pdf
4	計画	京都府 京丹後市 60,070人	第2次京丹後市 合理化事業計画 2011年12月	一般廃棄物処理業務等に係る事業者が有する、し尿等の処理に係る車両について、35台から28台にすることを目標とし、し尿等処理の適正化に向けて業者に対する転換業務やそのための資格取得等の支援措置を講じる。なお転廃交付金を交付する措置は講じない。	平成24年度～平成28年度 下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されている。その影響への対処は、これらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、市は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定した。	・第2次京丹後市合理化事業計画 http://www.city.kyotango.lg.jp/shisei/shisei/keikaku/gorikajigyo/index.html
5	計画	岡山県 岡山市 691,955人	岡山市一般 棄 物処理業合理化 事業計画 2010年3月	旧岡山地区の回収車を29台から4台削減することを目標。減車が予定されるし尿業者に対しては代替業務を提供する。 減車の場合は市は損失を補てんする。1台当たりの支援を行う額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う失補償基準(平成13年1月6 国土交通省訓令第76号)」を考え方の根拠とし、償基準第47条(営業廃止の補償)を補償項目の考え方の根拠とし、積算の参考としている。	平成21年度～25年度 し尿汲み取り量は減少していることから、し尿回収事業者に対して影響を与えると予測される時期において市は支援策を実施することとした。また、し尿処理業務は本市の責務であるため、将来1こわたり、し尿の適正な処理を確保するとともに、し尿処理業者の業務の安定を保持することを目的として策定した。 合併した4地区については、今後検討していく。	岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書(平成16年) http://www.city.okayama.jp/contents/000042978.pdf 専門委員会から市長への提言(平成21年) http://www.city.okayama.jp/contents/000042344.pdf 岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画(平成22年) http://www.city.okayama.jp/contents/000059156.pdf
6	計画	岡山県 倉敷市 476,444人	倉敷市一般廃棄 物処理業等合理 化事業計画(第 1次計画) 2012年2月	し尿等の処理に係る車両について、22年度の66台から平成27年度に53台(2t車で換算)にすることを目標とする。 計画期間内に減車が予定されるし尿処理業者(4団体)が事業の転換を図る場合において、市は家庭ごみ収集運搬業務等の代替業務を提供する。	平成23 年度から平成27年度 下水道の普及によりし尿等の要処理量が減少していることから、回収業者等は大きな影響を受けると予測される。その影響への対処は、業者の経営努力を基本とするが、市は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策(援助策)を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的としている	・倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?itemid=50767

NO	分類	自治体名 人口	計画名 及び策定期	施策の内容	策定の理由	URL
7	計画	大分県 大分市 472,942人	し尿処理業者合 理化事業計画 2012年4月	外部評価は、要綱のできる前年に内部評価と合わせて出されている。内部評価では代替業務の整理も含め業者と話し合い、抜本的な救済措置の見直しを検討する必要性を述べている。外部評価では何らかの金融上の措置や就職のあっせんを行う必要性を考慮し、期限を区切った事業者への自立支援措置が望ましいとしている。24年度現在は支援金の援助を行っており、転業か廃業の支援をしている。 要綱では、庁内に副市長及び部長を委員とする委員会を設置し合理化事業計画等を検討することを定めている。	平成8年より、減車と収集運搬等の代替業務の提供を随意契約で行っているが、平成17年当時も、し尿収集人口は減少し続け、事業者から手数料の改定や補助金の増額申請が出されているため。	・大分市下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化検討委員会設置要綱 http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1252021997703/activesqr/common/other/5074d074016.pdf ・行政評価に関する外部評価委員会意見書(平成17年度) https://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1241057804984/activesqr/common/other/17iken.pdf
8	計画	熊本県 熊本市 725,005人	し尿処理業者第 三次合理化事業 計画 2008年4月	平成10年より合理化事業計画を策定している。事業では旧市域の7業者を対象とし、「事業規模の縮小」と「事業の転換」を実施。事業者は縮小のため減車を行う。市は事業者に対して代理業務の提供と、合理化援助金の交付を行うこととしている。平成20年度から5年間で許可車両25台の約30%にあたる7台の減車計画を行い、事業規模の縮小を図る。補助事業に対して、複数の要綱がある。 ・熊本市し尿処理業者合理化援助金交付要綱 ・熊本市し尿処理業者代替業務提供要綱	平成20年～24年 下水道の普及によって、し尿収集人口の減少が起きている。その影響を受ける尿処理事業者に対しての施策として策定。	・し尿処理業者第三次合理化事業 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/Content/Web/Upload/file/Bun_83271_21_4332c_chapter7.pdf ・熊本市し尿処理業者合理化援助金交付要綱 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/youkoushu/doc/08/0811/081107.html ・熊本市し尿処理業者代替業務提供要綱 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/youkoushu/doc/08/0811/081113.html
9	規則	愛媛県 伊予市 39,023人	伊予市下水道等 の整備に伴う一 般廃棄物処理業 等の合理化に関 する規則 2005年4月	伊予市の規則では、市長は事業者からし尿収集の業務の安定を保持するための助言等を求められたときは、適切な対応に努めるものとする。また、に市長は合理化事業計画を策定することが述べられており(下水道の普及率が低く、許可業者の新規許可の制限のため、現在策定していない)、合理化事業計画の策定は、事業者の経営に重大な影響を与えると予測される適当な時期までに行うことが定められている。 事業者は下水道等の普及により受ける一般廃棄物処理業務の影響への対処について、事業者の自助による経営努力を行うことを基本としている。	伊予市の規則は、下水道等の整備により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業者等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るため、必要な事項を定めている。	・伊予市下水道等の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する規則 https://www3.e-reikinet.jp/iyo/dlw_reiki/417902100135000000MH/417902100135000000MH/417902100135000000MH_j.html
10	通知	広島県 2,846,680人	下水道の整備に 伴う一般廃棄物 処理等の合理化 に関する特別措 置法に基づく合 理化事業計画等 の策定について (通知) 2001年9月	各市町村長に対して、県の生活環境部から通知を出し、合特法の関係通知に基づいて、地域の実情等を踏まえつつ、合理化事業計画の策定を含め、適切な対応をとるよう依頼している。	下水道の普及により、一般廃棄物事業者はし尿の処理量が減少し事業転換等を余儀なくされる事態が想定されるが、事業の転換廃止が容易ではない。またし尿処理業務の安定の保持が必要であるため合特法の趣旨踏まえて適切に対応することを各市町村に求めるため。	・下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画等の策定について(通知) http://www.hirokankyou.jp/pdf/hirokanmkyouA-1.pdf

参考1 岡山市「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画の県知事承認について」から引用

1台当たりの減車支援額等の算定

1台当たりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）（以下「補償基準」という。）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業補償の廃止）に基づき、適用する項目等は次に示す通りとする。

1 適用する項目等

補償項目	基本的な積算方法
1 営業権に相当する補償	$\text{営業権の正常な取引価格} = \frac{\text{年間超過収益額}}{\text{年利率}}$ $\text{年間超過収益額} = \text{過去3年間の平均収益額} - (\text{年間企業者報酬額} + \text{自己資本利子見積額})$
2 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	$\text{従前の収益相当額} = \text{従来}の\text{営業収益} \times 2\text{年分の範囲内}$ $\text{従前の収益相当額} = \text{売上高} - \text{必要経費}$
3 離職者補償	$\text{補償額} = \text{賃金日額} \times \text{補償日数} - \text{失業保険金相当額}$

(1) 営業権に相当する補償

減車する業者に対し、車両1台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{①} & & \text{②} & & \text{③} & & \\
 \text{〔計算式〕} & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times & \text{利益率} & \div & \text{年利率} & \\
 & 23,560,164 \text{ 円} & & \times 10.0\% & \div & 8\% & = 29,450,205 \text{ 円} \\
 & & & & & & \rightarrow 29,450,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

① 平成17～19年度の6業者全体の各年度売上高（生活保護減免等を含む）の平均額を必要台数を基準に算出する。

H17年度とH19年度は年度途中で、減車がそれぞれ1台、3台あったので、減車の届出月の翌月から減車として、年間延べ台数から許可台数を算出した。

$$\left[\frac{780,877,450}{392 \text{ 台} \div 12 \text{ ヶ月}} + \frac{755,128,469}{32 \text{ 台}} + \frac{714,664,678}{370 \text{ 台} \div 12 \text{ ヶ月}} \right] \div 3 = (23,904,412 + 23,597,765 + 23,178,314) \div 3 = 23,560,164 \text{ 円} / \text{1台}$$

② 現行のし尿処理手数料の改訂時（H9.4.1）における原価計算に用いた利益率

③ 補償基準第47条第1項第1号、運用方針第32-2の規定による過去の営業補償の事

例により8%を準用

(2) 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

減車をすることとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

①	②	③	
〔計算式〕 1台当たりの標準年間売上高	× 利益率	× 転業に通常必要とする期間	
23,560,164 円	× 10.0 %	× 2年	= 4,712,033 円
			→ 4,712,000 円

- ① 1①のとおり
- ② 1②のとおり
- ③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

(3) 離職者補償

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

①	②	③	④	⑤	
〔計算式〕 (職種別平均賃金日額 × 100 % × 279 日) - (雇用保険日額 × 180 日)					
運転手 (15,500 円 × 279 日) - (7,750 円 × 180 日) =					2,929,200 円
作業員 (12,800 円 × 279 日) - (6,400 円 × 180 日) =					2,419,200 円
					計 5,348,700 円
					→ 5,348,000 円

- ① 平成20年度公共工事設計労務単価(岡山県)から算定
- ② 運用方針第54の規定により職種別平均日額の100%とする。
- ③ 補償基準第68条、運用方針第54に規定する期間は、1年以内で、279日(処理場搬入可能日)とする。
- ④ 失業期間中に支払われる雇用保険日額(職種別平均賃金日額 × 50% ; 雇用保険法第16条)
- ⑤ 雇用保険法第23条の規定により180日とする。

< 1台当たりの減車支援額 >

1	営業権に相当する補償	29,450,000 円
2	転業に必要とする期間の収益相当額の補償	4,712,000 円
3	離職者補償	5,348,000 円
		39,510,000 円
		→ 39,500,000 円

2 代替業務額の算定について

代替業務利益率について、岡山市の代替業務の多くを占める下水道局関連の委託業務は、全国で概ね同様な積算基準のもとに積算されており、利益率を10%としている都市が多く、合理化事業の効果に関する評価書の営業利益率の平均も9%に近いものとなっており、10%とする。

$$39,500,000 \text{ 円} \div \overset{\textcircled{1}}{10.0\%} \times \overset{\textcircled{2}}{1.05} = 414,750,000 \text{ 円}$$

→ 414,700,000 円

① 代替業務利益率

② 消費税率

減車1台当たりの代替業務提供額 414,700,000 円

参考2 伊予市下水道等の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する規則

平成17年4月1日規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、下水道等の整備によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水道等 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定により、伊予市が管理する公共下水道及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定により、伊予市が管理する農業集落排水施設をいう。

(2) 一般廃棄物処理業等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定により、伊予市長の許可を受けて行うし尿の収集又は運搬の事業をいう。

(3) 事業者 この規則の公布日において一般廃棄物処理業等を行っている者をいう。

(経営努力)

第3条 事業者は、伊予市が整備する下水道等供用区域内の水洗化の向上に協力するとともに、下水道等の普及により受ける一般廃棄物処理業務の影響への対処について、事業者の自助による経営努力を行うことを基本とする。

(助言)

第4条 市長は、し尿の処理及び浄化槽法に定めるし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するために、事業者からその業務の安定を保持するための助言等を求められたときは、適切な対応に努めるものとする。

(合理化事業計画)

第5条 市長は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)の規定に基づき、合理化事業計画を策定する。

2 前項の合理化事業計画の策定は、事業者の経営に重大な影響を与えると予測される適当な時期までに行うものとする。

(一般廃棄物処理業者の新規許可)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、伊予市松前町共立衛生組合立「塩美園」に搬入できる伊予市の割当量が2トン車に換算し日量24台の範囲内にあるときは、この規則に定める事業者以外に新たな許可は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の割当量が増大した場合にあっても、事業者の経営に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは同様とする。

(報告)

第7条 第2条第1号に定める下水道等を所管する課長は、市長に対し、供用区域の状況、水洗化状態その他、この規則の施行に関し必要な事項を随時報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

参考 3 大分市「平成 17 年度大分市行政評価に関する外部評価委員会意見書」し尿処理業者への救済措置事業

内部評価会議意見

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき、平成 8 年度から、し尿業者の収集車両（バキューム車）を減車させ、代替業務として学校給食の残渣その他市の施設から排出される一般廃棄物の収集運搬等を随意契約で行っているものであるが、この間、し尿収集人口はさらに減少し続け、し尿収集業者からは、手数料改定と補助金増額の陳情が出されるなど、新たな救済措置が必要となってきた。今後、現在の代替業務の整理も含め、業者と十分に話し合う中で、抜本的な救済措置の見直しを検討する必要がある。

外部評価委員会意見

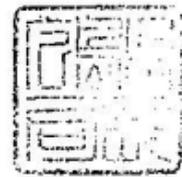
「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき、何らかの金融上の措置又は就職のあっせん等を行う必要性はあるものと考えられるが、無期限で救済措置を行うことは市民の理解も得られないと思われることから、期限を区切って、し尿業者への自立支援措置を行うことが望ましい。

参考 4 広島県「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画等の策定について（通知）」を引用

平成 13 年 9 月 3 日

各 市 町 村 長 様
（一般廃棄物担当部局）

広島県環境生活部環境局長
（〒730-8511 広島市中区基町10-52）
一般廃棄物対策室



下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する
特別措置法に基づく合理化事業計画等の策定について（通知）

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）は、一般廃棄物処理業等が下水道の整備により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を図ることを目的としており、その趣旨及び運用につきましては、既に合特法施行通知等により示されているところです。

近年、下水道の普及によって市町村長の委託又は許可を受けた一般廃棄物処理業等は業務量が減少し、その事業の転換等を余儀なくされる事態が想定されます。

し尿等の適正な処理を確保するためには、これらの事業が下水道への転換が完了するまで継続して行わなければならないこと及びこれらの事業の転換、廃止が容易でないことに鑑み、これら事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理を推進するため、合特法の趣旨を踏まえて適切に対応していくことが重要です。

つきましては、合特法及び関係通知に基づき、下水道、農業集落排水施設の担当部局との連携を図りつつ、状況の把握と関係者の意思の疎通に努め、地域の実情を踏まえながら、下記の事項に留意して合理化事業計画の策定を含め、適切な対応をされますようお願いします。

なお、この通知は、合特法の趣旨を考慮して既に対応をなされたもの、又は、今後実施する市町村独自の対応を否定するものではありません。

参考 5 埼玉県議会平成 25 年 2 月定例会「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨の徹底」速報版

Q 福永議員

浄化槽の清掃などを行う業者は、一般廃棄物収集、し尿くみ取りも行っています。下水道の普及に伴って、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」という法律が昭和 50 年に制定されました。くみ取りから水洗に変わることによって仕事量が激減することについての補償や代替業務の実施を定めた法律です。埼玉県一般廃棄物連合会の会報の新年号には、会員紹介のページに 3 社が掲載されています。春日部市の K 社、くみ取りは約 300 件で事業としての役割はほとんど果たしていません。鴻巣市の H 社、くみ取りは事業として成り立ちませんと記し、川口市の K 社は、当社のくみ取り世帯数は約 230 世帯、3 年前に比べて 110 世帯減少していますが、責任を持って最後の 1 件までやり遂げますと書いています。私の知人の経営者も、いくら赤字なのか計算する気にもならないと嘆いていました。完全な不採算部門です。

それを下支えするのが一般廃棄物の収集業務です。しかし、その委託料は年々下がっていると 3 社とも書いています。はやり病のような行政改革によるコスト削減が業者を苦しめています。しかも、軽油の価格がいくら上がっても、年度当初の委託契約額は据え置かれたままであります。役所直営の場合は、燃費上昇分を補正できるでしょう。でも、役所は民間業者には何の手も差し出していません。苦しさを顧みません。追打ちをかけるように、外部監査委員などが透明性の確保を振りかざします。数字には強くても特別措置法のことはご存じないのでしょうか。その結果、一般競争入札を取り入れた自治体ではダンピングが行われました。受注した企業は、従業員に 1 人でパッカー車を運転させ、1 人でごみ袋を車に投げ込ませ、再び 1 人でハンドルを握らせます。その結果、死亡人身事故を引き起こし、年度途中で撤退しました。ひどい話です。特別措置法の趣旨は死滅しています。

そこで、知事にお伺いします。市町村は、隣接自治体と横並び意識を持ちがちです。それについて、そうじゃないよ、一般競争入札じゃなくて特別措置法の趣旨を理解するよう要請なさるお考えはありませんか、お答えをいただきたいと思います。

A 上田知事

次に、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨の徹底」についてでございます。

下水道の普及に伴い、し尿処理に携わってきた事業者は事業の縮小や廃業を余儀なくされてきました。

この特別措置法では、事業者が受ける著しい影響の緩和と経営の合理化を通じて、し尿処理を安定的に継続することを目的にしています。

特別措置法の趣旨にのっとり、市町村では、影響緩和の方法として一般ごみの収集運搬業務などへの事業転換をあっせんしてきました。

この特別措置法の施行から 38 年が経ち、し尿汲み取り世帯数はさらに大きく減少していますが、今後もその処理が適切に行われる必要がございます。

浄化槽で処理する人口も 180 万人分ありますので、災害などのいざというときには、現在のし尿処理の体制でカバーができるものと考えております。

入札制度については市町村の業務ですので、県は関与することができません。議員のお考えについては、県・市町村・一部事務組合で構成される埼玉県清掃行政研究協議会の中に、しっかりとお伝えをしたいと思います。

